

議案第 5 2 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第 3 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>次に掲げる額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（</u></p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第 3 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定による前期高齢者納付金等の納付に要する費用を含み、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u>の合算額とする。</p>

昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者(前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

2 前項の基礎課税額は、国保課税被保険者(前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合には、基礎課税額は、52万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、16万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が13万円を超える場合には、介護納付金課税額は、13万円とする。

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について2万9,300円とする。

(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.93を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について7,600円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.93を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,200円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 [略]

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第3条第1項の額を課する。

3～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について2万9,200円とする。

(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について7,400円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,900円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 [略]

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第3条第1項の額を課する。

3～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に

国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,510円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,320円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,440円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に27万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,650円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 3,800円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 4,600円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に49万円を乗じて得た

国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,440円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,180円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,230円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に27万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,600円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 3,700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 4,450円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に49万円を乗じて得た

額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,860円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,520円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 1,840円

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,840円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,480円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 1,780円

2 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第22条の次に1条を加える改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条、第5条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。